

東浦町工事設計審査会要綱

(設置)

第1条 東浦町が行う工事の設計（リース含む。）について、事業内容の設計方針等を審査するため、東浦町工事設計審査会（以下「設計審査会」という。）を置く。

(設計審査会付議基準)

第2条 設計審査会は、次に掲げる工事について審査する。

- (1) 設計金額が1,000万円を超える工事。ただし、会長が審査の必要がないと判断した工事はこの限りでない。
- (2) 前号のほか、専門的技術を要する特殊な工事
- (3) その他会長が必要と認める工事

(構成)

第3条 設計審査会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、副町長を充てる。
 - (2) 副会長は、委員のうちから会長の指名するものを充てる。
 - (3) 委員は、東浦町部制条例（昭和56年東浦町条例第2号）第1条に規定する部の長及びこれらに相当する者を充てる。
- 2 専門的な意見を聞く必要がある場合は、必要に応じ関係職員を招集することができる。

(会長の職務等)

第4条 会長は、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 設計審査会は、入札審査会終了後に開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時にこれを招集することができる。

(庶務)

第6条 設計審査会の庶務は、入札に関する事務を所掌する課（以下「所管課」という。）において行う。

- 2 各課等の長は、設計審査会の審査を受けようとするときは、入札審査会開催日の5日前までに所管課の長へ様式第1により依頼するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、設計審査会の運営に関し必要な事項は、会長が設計審査会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年12月1日から施行する。
- 2 東浦町工事設計審査会内規（平成16年7月15日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1（第6条関係）

年 月 日

課 長

課 長

工事設計審査会の開催について（依頼）

このことについて、下記業務は東浦町設計審査会要綱該当案件ですので、審査をお願いします。

記

1 委 託 業 務 名 _____

2 路線等の名称 _____

3 委 託 場 所 知多郡東浦町大字 _____

4 業 務 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

5 業 務 概 要

6 受 託 業 者 名 _____

7 担 当 者 名 課 名 氏 名 _____